

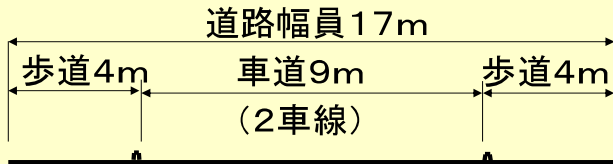
# 都市計画道路 坂中央線 街路事業に係る事業概要説明資料

## 1 はじめに

都市計画道路坂中央線(一般県道坂小屋浦線)は、平成13年3月の都市計画決定以降、1工区から整備を進めております。  
1工区は、平成ヶ浜地区(坂町役場前)や西側地区(坂みみよう保育園前)などの工事を実施し、一部区間で供用を開始しております。  
2工区は、街路事業として国土交通省に事業認可の申請を行い、令和3年10月に事業認可を受けたことから、今後は用地測量や境界立会等に着手し、工事を進めていく予定です。

## 2 都市計画事業の概要

事業名 : 都市計画道路 坂中央線 街路事業  
事業区間 : 平成ヶ浜地区～上条地区  
事業延長 : L = 約1,500m  
道路幅員 : W = 17.0m(一般部)



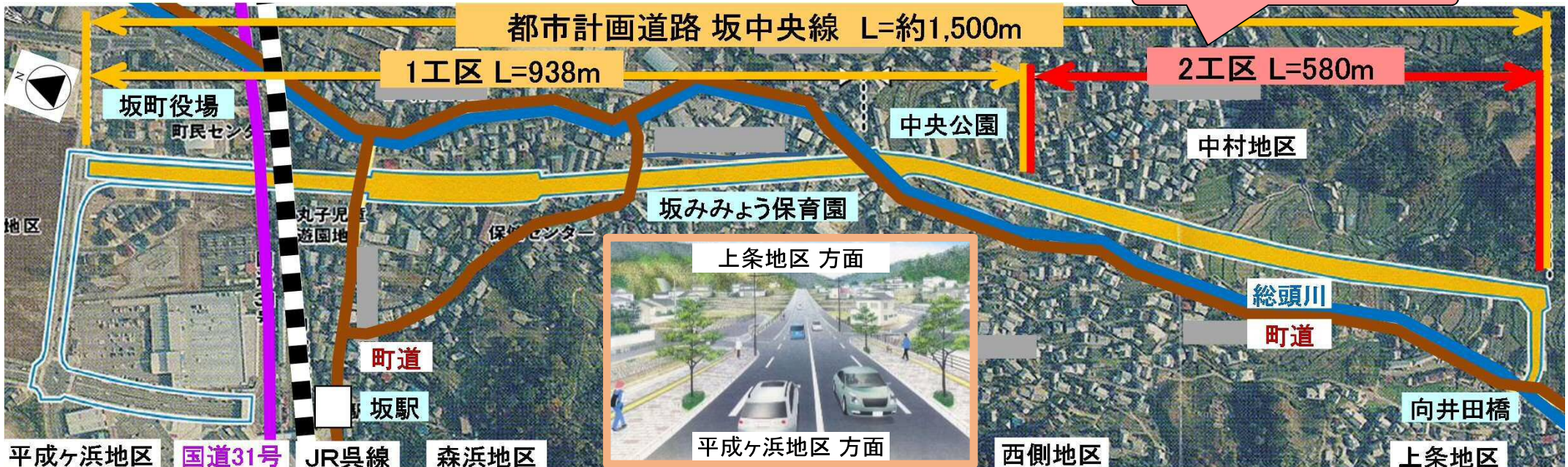
現況課題

- ・新市街地と既成市街地がJRにより分断されています。
- ・踏切遮断による交通渋滞が発生し、消防や救急活動に支障が生じています。
- ・町道の幅員が狭く、歩行者や車両の円滑な通行が確保できていない状況です。

整備効果

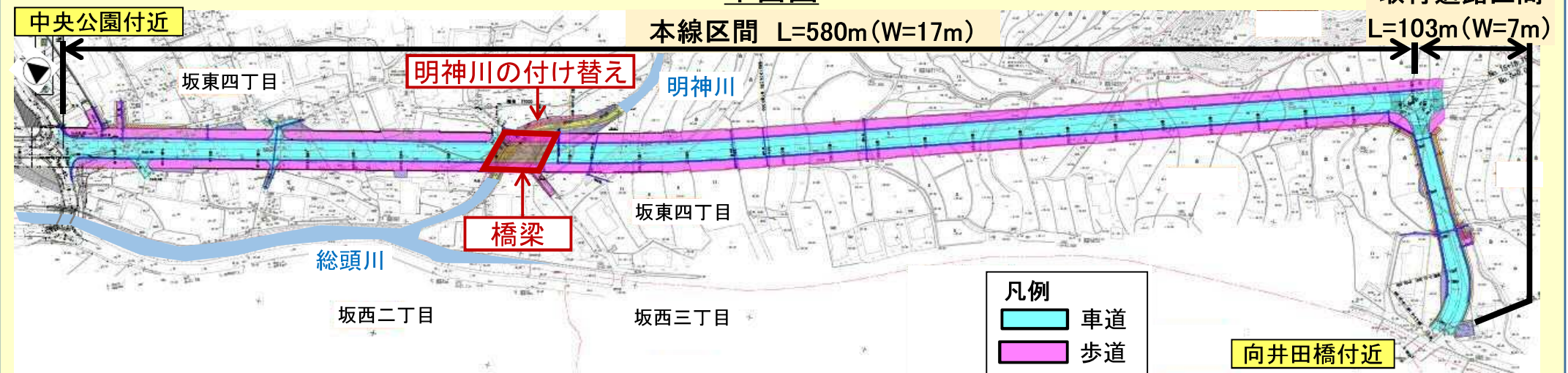
- ・JRとの立体交差に伴い、地域の交流や連携の促進を図ることが出来ます。
- ・交通渋滞の緩和、緊急時の円滑な活動が可能になります。
- ・歩行者や車両が安全に通行できる道路空間が確保できます。

## 全体平面図



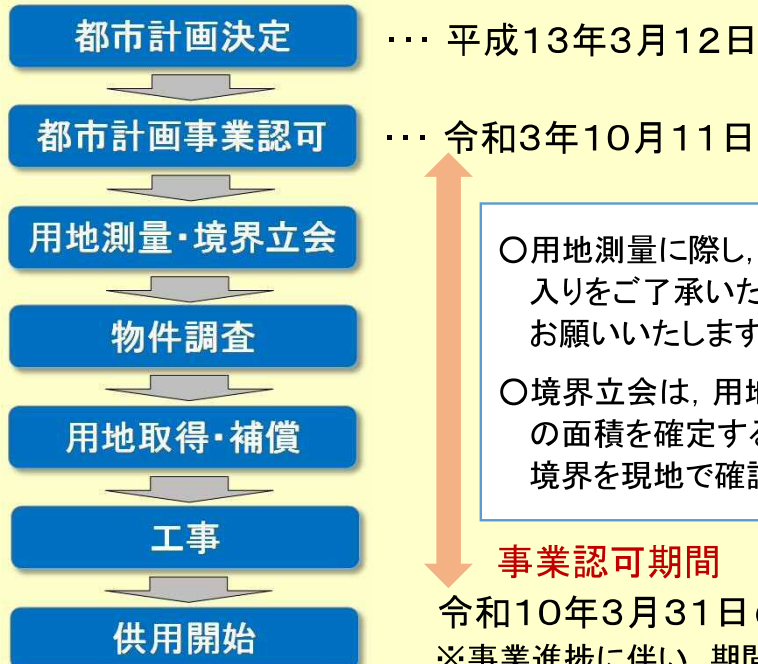
# 都市計画道路 坂中央線 街路事業に係る事業概要説明資料

## 3 坂中央線(2工区)の計画概要



## 4 事業の流れと今後の予定(2工区)

令和3年10月の事業認可を受け、用地測量や境界立会等を進めていきます。



- 用地測量に際し、土地への立ち入りをご了承くださいませようお願いいたします。
- 境界立会は、用地取得予定地の面積を確定するため、土地境界を現地で確認する作業です。



## 5 都市計画事業認可に伴う土地等の利用制限等について

事業認可の告示後は、以下のような都市計画法に基づく利用制限等が発生します。

- (1) 建築等の制限(都市計画法第65条)**  
事業地内において、事業施行の障害となる土地の形質変更や建築物の建築等を行う場合は、広島県の許可が必要となります。
- (2) 土地建物等の先買い(都市計画法第67条)**  
事業地内において、土地建物等を有償で譲り渡そうとする場合は、事前に広島県への届け出が必要となります。
- (3) 土地等の収用(都市計画法第70条)**  
土地収用法が適用されます。